

上越市地域防災計画

(一般災害対策編)

平成 31 年 2 月修正案

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由
<p>第1部 総則</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第3部 林野火災対策</p> <p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第9部 集団事故災害対策</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第3部 林野火災対策</p> <p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第9部 集団事故災害対策</p>	
<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 想定する災害……………</p> <p>第5節 本編に定めのない事項……………</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 想定する災害……………</p> <p>第5節 本編に定めのない事項……………</p>	
<p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	<p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第1節 鎮火後の措置……………	第1節 鎮火後の措置……………	
第3部 林野火災対策	第3部 林野火災対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第1節 鎮火後の措置……………	第1節 鎮火後の措置……………	
第2節 二次災害の防止活動……………	第2節 二次災害の防止活動……………	
第4部 油流出事故災害対策	第4部 油流出事故災害対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	

修正前	修正後	修正理由
第3章 災害応急対策計画 第1節 計画の方針 第2節 市及び防災関係機関の活動体制 第3節 応急対策の実施 第4章 災害復旧計画 第1節 油濁損害賠償保障制度の概要 第2節 賠償・補償請求主体の役割 第3節 漁業経営の安定対策 第4節 風評被害の防止対策 第5部 海上事故災害対策 第1章 序論 第2章 災害予防計画 第1節 計画の方針 第2節 それぞれの役割 第3章 災害応急対策計画 第1節 計画の方針 第2節 市及び防災関係機関の活動体制 第3節 応急対策の実施 第4章 災害復旧計画 第1節 事故船舶等の撤去 第2節 漂流油等に対する対応 第6部 鉄道事故災害対策 第1章 序論 第2章 災害予防計画 第1節 計画の方針 第2節 それぞれの役割	第3章 災害応急対策計画 第1節 計画の方針 第2節 市及び防災関係機関の活動体制 第3節 応急対策の実施 第4章 災害復旧計画 第1節 油濁損害賠償保障制度の概要 第2節 賠償・補償請求主体の役割 第3節 漁業経営の安定対策 第4節 風評被害の防止対策 第5部 海上事故災害対策 第1章 序論 第2章 災害予防計画 第1節 計画の方針 第2節 それぞれの役割 第3章 災害応急対策計画 第1節 計画の方針 第2節 市及び防災関係機関の活動体制 第3節 応急対策の実施 第4章 災害復旧計画 第1節 事故船舶等の撤去 第2節 漂流油等に対する対応 第6部 鉄道事故災害対策 第1章 序論 第2章 災害予防計画 第1節 計画の方針 第2節 それぞれの役割	

修正前	修正後	修正理由
<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 建築機材の現況把握及び運用……………</p> <p>第2節 技術者の現況把握及び活用……………</p>	<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 建築機材の現況把握及び運用……………</p> <p>第2節 技術者の現況把握及び活用……………</p>	
<p>第7部 道路事故災害対策</p>	<p>第7部 道路事故災害対策</p>	
<p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	<p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	
<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p>	<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p>	
<p>第8部 危険物等事故災害対策</p>	<p>第8部 危険物等事故災害対策</p>	
<p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p> <p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	<p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p> <p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第9部 集団事故災害対策	第9部 集団事故災害対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	

修正前	修正後	修正理由												
<p>第1部 総 則</p> <p>第1節 (略)</p>	<p>第1部 総 則</p> <p>第1節 (略)</p>													
<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">本編</p> <p>では、第2部以降の各対策において具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて_____</p> <p>_____計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="127 1564 1344 1791"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること	6～16 (略)	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第2部以降の各対策において具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて<u>非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに</u>、計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1374 1564 2591 1791"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること	6～16 (略)	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）・機関意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
上 越 市	1～4 (略)													
	5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること													
	6～16 (略)													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
上 越 市	1～4 (略)													
	5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること													
	6～16 (略)													

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
上越地域消防事務組合	(略)	上越地域消防事務組合	(略)	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）
【新潟県】		【新潟県】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
新 潟 県	1～6 (略) 7 市町村の実施する <u>情報発出</u> に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	新 潟 県	1～6 (略) 7 市町村の実施する <u>・高齢者等避難開始の発令</u> に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること	東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること	
				県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
	6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること		(削除)	県計画を踏まえた修正（指定公共機関の追加）
	7 市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること		(削除)	
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関すること	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局高田河川国道事務所	(略)	北陸地方整備局高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ 株式会社KDDI <u>(追加)</u>	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ 株式会社KDDI <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	(略)	日本赤十字社 新潟県支部	(略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	
東北電力株式会社 上越営業所	(略)	東北電力株式会社 上越営業所	(略)	
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 新潟支店	(略)	

修正前		修正後		修正理由
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		県計画を踏まえた
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会 社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会 社	(略)	
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)	
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会 上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会 上越支部	(略)	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	
株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	
一般社団法人新潟県医師 会	(略)	一般社団法人新潟県医師 会	(略)	

修正前		修正後		修正理由
(追加)		一般社団法人新潟県歯科 医師会		修正 県計画を踏まえた 修正 県計画を踏まえた 修正 県計画を踏まえた 修正
(追加)		公益社団法人新潟県薬剤 師会		
(追加)	(追加)	一般社団法人新潟県商工 会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること	
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県看護 協会	1 災害支援ナースの派遣に関すること	
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県助産 師会	1 災害時における妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)	
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)	
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)	
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)	
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)	
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)	
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)	
公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)	公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)	
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)	
社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	
上越市町内会長連絡協議	(略)	上越市町内会長連絡協議	(略)	

修正前		修正後		修正理由
会(上越市防災委員会)		会(上越市防災委員会)		県計画を踏まえた修正
自主防災組織(町内会)	(略)	自主防災組織(町内会)	(略)	
NPO法人 新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	NPO法人 新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	1 災害福祉支援チームの派遣に関すること	
第3節～第5節 (略)		第3節～第5節 (略)		

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第2部 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2部 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針 多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講じる。</p> <p>2 主な取組 (1) 市民（各家庭、<u> </u>企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意<u> </u>する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器<u> </u>、消火器具等の設置に努める。 (2)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針 多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>2 主な取組 (1) 市民（各家庭、<u>地域</u>、<u>企業</u>、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、<u>安全装置付火気器具を使用する等</u>、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の<u>設置及び維持管理を徹底し</u>、消火器具等の設置に努める。 (2)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（他箇所との整合、出火防止対策の内容を追加）</p>
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 市民・企業等の役割 (1) 市民の役割 ① (略) <u>（追加）</u> ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 市民・企業等の役割 (1) 市民の役割 ① (略) <u>② 安全装置付火気器具の使用に努める。</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（出火防止対策の内容を追加）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 企業・事業所等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ _____火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</p> <p>④ (略)</p> <p>2 市の役割</p> <p>(1) 防火思想の普及促進</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>火災をいち早く察知し逃げ遅れを防ぐとともに、大規模な延焼を未然に防ぐため、住宅用火災警報器等の設置を促進する。</u></p> <p>_____</p> <p>(2) 火災に強いまちづくり</p> <p>① 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施</u></p> <p>ウ <u>市街地再開発事業等による市街地の面的整備</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>② 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 消防水利の確保</p> <p>同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備 _____ など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。</p> <p>(5) 消防団の充実強化</p> <p>① (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 企業・事業所等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>2 市の役割</p> <p>(1) 防火思想の普及促進</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。</u></p> <p>(2) 火災に強いまちづくり</p> <p>① 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等(削除)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>② 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(5) 消防水利の確保</p> <p>同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との間での給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。</p> <p>(6) 消防団の充実強化</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図る。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② (略)</p> <p>(6) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火訪問等重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) 防火思想の普及促進</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 火災をいち早く察知し逃げ遅れを防ぐとともに、大規模な延焼を未然に防ぐため、住宅用火災警報器等の設置を促進する。</p> <p>_____</p> <p>(2) 火災に強いまちづくり</p> <p>① 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に側面的に寄与する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の推進</u></p> <p>ウ <u>市街地再開発事業等による市街地の面的整備の推進</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>② 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>4 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 上越地域消防事務組合</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>③ (略)</p> <p>(7) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火訪問等重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置と維持管理の徹底を図る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) 防火思想の普及促進</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。</p> <p>(2) 火災に強いまちづくり</p> <p>① 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に努める_____。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等(削除)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>② 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>4 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 上越地域消防事務組合</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。</u></p>	<p>修正（糸魚川火災を受け内容追加）</p> <p>関係課意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加) (追加) (追加) ⑥ (略) (2)~(3) (略)</p>	<p>⑦ 上記⑥の地域の火災防ぎょ計画を策定する。 ⑧ 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。 ⑨ 強風下において迅速かつ確かな消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定める。 ⑩ (略) (2)~(3) (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針 大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期火災による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。</p> <p>2 それぞれの責務 (1) (略) (2) 消防団は、<u>上越地域消防事務組合</u>の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 (3)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 積雪期の対応 (1) 市民の対応 ① <u>消防機関</u>の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。 ② 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。 (2) <u>消防機関</u>の対応 ①~③ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針 大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。</p> <p>2 それぞれの責務 (1) (略) (2) 消防団は、<u>消防団長</u>の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 (3)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 積雪期の対応 (1) 市民の対応 ① <u>消防隊</u>の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。 ② 近所の消火栓・防火水槽等が<u>雪</u>で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。 (2) <u>消防団及び上越地域消防事務組合</u>の対応 ①~③ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>関係課意見を踏まえ修正 (字句修正)</p> <p>字句修正 (他編との整合)</p> <p>関係課意見を踏まえ修正 字句修正 (他編との整合)</p>

修正前	修正後	修正理由
<div data-bbox="130 323 584 373" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節～第3節 (略)</div>	<div data-bbox="1377 323 1831 373" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節～第3節 (略)</div>	
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <div data-bbox="130 499 442 550" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</div>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <div data-bbox="1377 499 1688 550" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</div>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3部 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 林野等の現況 上越市の総面積 97,381ha のうち林野面積は <u>53,342ha(54.8%)</u>となり、そのうち民有林の面積は <u>48,500ha(90.9%)</u>となっている。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3部 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 林野等の現況 上越市の総面積 97,381ha のうち林野面積は <u>54,384ha(55.8%)</u>となり、そのうち民有林の面積は <u>49,780ha(91.5%)</u>となっている。</p> <p>2 (略)</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、農林水産整備課</p> <p>第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、農林水産整備課</p> <p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 地域住民等の役割 地域住民等（観光客、ハイカー、登山者等を含む。）は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 地域住民等の役割 地域住民及び入山者等 _____ は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（登山者等の明確化）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p>	

修正前	修正後	修正理由																																																
<p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務 (1)~(5) (略) (6) 上越地域消防事務組合 ① 火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。____ _____ ② (略) (7)~(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務 (1)~(5) (略) (6) 上越地域消防事務組合 ① 火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。<u>特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。</u> ② (略) (7)~(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（消防防災ヘリの積極的な活用について明記）</p>																																																
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>																																																	
<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1)~(4) (略) (5) ヘリコプターの受入れ準備 ①~② (略)</p> <p>新潟県の空中消火用資機材等の保有状況（平成24年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="219 1564 1344 1879"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">資機材</td> <td>空中消火用水のう（7,570㍓）※1</td> <td>1基（注）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（1,800㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（920㍓）※2</td> <td>3基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（700㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火薬液調整用混合機</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考	資機材	空中消火用水のう（7,570㍓）※1	1基（注）		同上（1,800㍓）	2基		同上（920㍓）※2	3基		同上（700㍓）	2基		消火薬液調整用混合機	2基			消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）	2基		<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1)~(4) (略) (5) ヘリコプターの受入れ準備 ①~② (略)</p> <p>新潟県の空中消火用資機材等の保有状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1466 1564 2591 1879"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">資機材</td> <td>空中消火用水のう（7,570㍓）※1</td> <td>1基（注）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（1,800㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（1,000㍓）※2</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（700㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火薬液調整用混合機</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考	資機材	空中消火用水のう（7,570㍓）※1	1基（注）		同上（1,800㍓）	2基		同上（1,000㍓）※2	1基		同上（700㍓）	2基		消火薬液調整用混合機	2基			消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）	2基		<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>
項目	品名等	数量	備考																																															
資機材	空中消火用水のう（7,570㍓）※1	1基（注）																																																
	同上（1,800㍓）	2基																																																
	同上（920㍓）※2	3基																																																
	同上（700㍓）	2基																																																
	消火薬液調整用混合機	2基																																																
	消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）	2基																																																
項目	品名等	数量	備考																																															
資機材	空中消火用水のう（7,570㍓）※1	1基（注）																																																
	同上（1,800㍓）	2基																																																
	同上（1,000㍓）※2	1基																																																
	同上（700㍓）	2基																																																
	消火薬液調整用混合機	2基																																																
	消火薬液調整用組立式水槽（2,500㍓）	2基																																																

修正前				修正後				修正理由
薬 剤	化学消火剤「マップ」(1袋 30 kg) 消火液用増粘剤[CMC](1袋 20 kg) 消火液染剤(1缶 10 kg)	300袋 60袋 7缶	} 消火薬液 60t分	薬 剤	化学消火剤「マップ」(1袋 30 kg) 消火液用増粘剤[CMC](1袋 20 kg) 消火液染剤(1缶 10 kg)	300袋 60袋 7缶	} 消火薬液 60t分	
保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地(群馬県北群馬郡榛東村) ※2は、新潟県消防防災航空隊基地(新潟空港内) それ以外は、新潟県消防学校(新潟市西区曾和100番地1) 注：当県所有の資機材 _____ は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県及び栃木県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定(平成21年3月23日)」 _____ より、林野火災発生時は最大で6基の資機材を使用することが可能。				保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地(群馬県北群馬郡榛東村) ※2は、新潟県消防防災航空隊基地(新潟空港内) それ以外は、新潟県消防学校(新潟市西区曾和100番地1) 注：当県所有の「空中消火用水のう(7,570㍓)」は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県及び茨城県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定(平成28年8月23日)」により、林野火災発生時は最大で7基 _____ 使用することが可能。				
(6)~(7) (略)				(6)~(7) (略)				
第4章 災害復旧計画				第4章 災害復旧計画				
第1節~第2節 (略)				第1節~第2節 (略)				

修正前	修正後	修正理由
第4部 油流出事故災害対策 (略)	第4部 油流出事故災害対策 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第5部 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5部 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の役割 (1)~(3) (略) (4) 上越地域消防事務組合との連絡調整 (略) ①~③ (略) ④ 合同訓練の実施 また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、<u>化学消火剤</u>の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、上越地域消防事務組合と相互に交換する。 (5)~(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 上越地域消防事務組合の役割 (1) 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)との連絡調整 (略) ①~④ (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の役割 (1)~(3) (略) (4) 上越地域消防事務組合との連絡調整 (略) ①~③ (略) ④ 合同訓練の実施 また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、<u>消火薬剤</u>の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、上越地域消防事務組合と相互に交換する。 (5)~(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 上越地域消防事務組合の役割 (1) 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)との連絡調整 (略) ①~④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(適切な名称に変更)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>⑤ 合同訓練の実施 また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、<u>化学消火剤</u>の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）と相互に交換する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>⑤ 合同訓練の実施 また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、<u>消火薬剤</u>の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）と相互に交換する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（適切な名称に変更）</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節～第3節 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節～第3節 (略)</p>	
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第6部 鉄道事故災害対策 (略)</p>	<p>第6部 鉄道事故災害対策 (略)</p>	
<p>第7部 道路事故災害対策 (略)</p>	<p>第7部 道路事故災害対策 (略)</p>	
<p>第8部 危険物等事故災害対策 (略)</p>	<p>第8部 危険物等事故災害対策 (略)</p>	
<p>第9部 集団事故災害対策 (略)</p>	<p>第9部 集団事故災害対策 (略)</p>	